

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会 議 年 月 日	令和8年6月17日(水曜日)		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後1時44分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出 席 委 員 (8名)	委 員 長 加藤 茂樹 副 委 員 長 谷口 明子 委 員 加藤 貴志 足立 考史 秋山 智博 太田 縁 吉田 博幸 寺坂 寛夫		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 議 員	岩永 安子 議員、金田 靖典 議員		
事 務 局 職 員	局長補佐兼庶務係長 毛利 元 議 事 係 主 幹 吉田 綾子		
出 席 説 明 員	【水道局】 下水事業管理者 武田 行雄 副 局 長 川戸 敏幸 次長兼総務課長 渡辺 寛存 総 務 課 長 補 佐 長石 和久 総務課総務係長 田中 文人 総務課財務係主幹 竹田美智子 経営企画課長 青木 達矢 経営企画課長補佐 横原 慎吾 経営企画課広報係長 河上 貴志 資 産 管 理 課 長 太田 憲男 資産管理課課長補佐 石原 崇央 料 金 課 長 木本 裕治 料金課課長補佐 佐々木 基 次長兼給水維持課長 中村 賢司 給水維持課課長補佐 桑村 紀幸 工 務 課 長 谷口 洋一 工務課課長補佐 余悟 純生 浄水課長兼水質検査室長 大島 徳明 浄水課課長補佐 谷口 吉朗 南地域水道事務所長 川口 英司 南地域水道事務所所長補佐 中原 恒 西地域水道事務所長 末石 匡昭 西地域水道事務所所長補佐 尾崎 信二 【下水道部】 下 水 道 部 長 河口 正博 次長兼下水道企画課長 守山 信敏 下水道企画課課長補佐 尾崎 仁恵 下水道企画課企画係長 田中 聡大 下水道管理課長 増田 泰則 下水道管理課課長補佐 田中 宏典 下水道管理課料金係長 堀 春樹 下水道管理課普及係長 中澤 崇 下水道建設課長 山田 泰弘 下水道建設課課長補佐 萩 義紀 下水道建設課建設第二係長 津茂谷 宏一 【都市整備部】		

	都市整備部長 河田 耕一	都市企画課長 三谷 哲
	都市企画課長補佐 岩崎 勝紀	交通政策課長 宮谷 卓志
	交通政策課長補佐 森本 英幸	まちなか未来創造課長 筒井 真二
	まちなか未来創造課長補佐 加藤 禎之	次長兼河川公園課長 徳田 剛
	河川公園課長補佐 林 克行	河川公園課主査 西垣 真志
	道路課長 田中 裕史	道路課長補佐 山崎 智之
	次長兼建築指導課長 森田 健	建築指導課参事 広田 琢也
	建築指導課参事 山崎 修	建築指導課参事 伊賀 巧
	建築指導課長補佐 小林 雄二	建築住宅課長 宮部 将
	建築住宅課長補佐 岡田 久司	建築住宅課長補佐 竹森 潤一郎
	鳥取南地域工事事務所長 藤木 保州	鳥取西地域工事事務所長 新田 洋介
傍 聴 者	2 人	
会議に付した事件	別紙のとおり	

午前9時58分 開会

【水道局】

◆加藤茂樹委員長 おはようございます。少し早いようでありますけど、皆様おそろいのようなので、ただいまから建設水道委員会を開催いたします。まず、本日の日程でございますが、最初に水道局から報告を受け、その後、下水道部の報告、次に都市整備部の議案説明、報告と進めてまいります。それでは水道事業管理者に挨拶いただいた後、人事異動で異動のあった方に自己紹介をいただきたいと思います。武田管理者。

○武田行雄水道事業管理者 おはようございます。今年度、令和8年度になりましてから、水道局にとりまして初めての水道委員会ということでございまして、先ほど委員長からの御案内がありましたように、4月の定期異動によりまして新しい顔ぶれもありますので、後ほど紹介させていただきますと思います。本日は報告案件2件でございます。毎年のごとでございますが、予算の繰越しの報告並びに水道料金の債権放棄の報告2件でございますので、この後、詳細説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○木本裕治料金課長 失礼します。料金課長を拝命しました木本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○川口英司南地域水道事務所所長 おはようございます。南地域水道事務所所長になりました川口と申します。よろしくお願いいたします。

○中原 恒南地域水道事務所所長補佐 おはようございます。南地域水道事務所所長補佐の中原です。よろしくお願いいたします。

○田中文人総務課総務係長 おはようございます。総務課の総務係長になりました田中と申します。よろしくお願いいたします。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。報告の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆さんは発言前に必ず所属、氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

報告第9号令和7年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについて

◆加藤茂樹委員長 それでは報告第9号令和7年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについてを説明ください。渡辺次長。

○渡辺寛存次長兼総務課長 次長兼総務課長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。報告第9号令和7年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについてでございます。令和7年度に発注しました126件の工事及び業務のうち、16件を令和8年度に繰り越して行うこととしたので、地方公営企業法の規定に基づきまして報告をいたします。本定例会の付議案におきましては75ページ〜77ページに記載されておりますが、本日はお配りしております委員会資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、資料1ページでございます。表は令和7年度鳥取市水道事業会計予算繰越計算書でございます。付議案にも同じ内容の表が記載されております。令和7年度の資本的支出となります建設改良費の翌年度への繰越額及び財源内訳等の繰越計算書を載せております。表の左上から項目順に款、項、事業名の並びとなっております。3列目の事業名であります。まず、配水施設整備事業は、送水、配水に係る施設や管路の新設及び増設改良を行う事業となります。この事業の繰越工事件数は5件です。繰越額につきましては、事業名から右に3列目、翌年度繰越額として記載しております。1億7,467万600円でございます。

続いて2つ目の事業は地域水道整備事業です。事業統合を行いました旧簡易水道地域の施設整備を行う事業となります。地域水道整備計画に基づきまして、施設の統廃合や管路等の整備を行っているところでございます。この事業の繰越工事件数は3件、繰越額につきましては8,038万300円でございます。

3つ目の事業は配水管等改良事業です。震災対策整備としての水道管布設工事などを行うものでありますとか、道路工事や下水道工事など、原因者工事に伴う水道管の移設工事などを行う事業となります。この事業の繰越工事件数は8件、繰越額につきましては1億5,894万6,000円でございます。以上、合わせました翌年度繰越額の合計は一番下の行でございます。翌年度繰越額、合計で4億1,399万6,900円となります。

この繰越額の財源内訳を表の中央に記載しております。一番下の行、合計欄を御覧ください。左から企業債1億6,330万円、その右隣、国庫補助金6,820万8,000円、出資金6,810万円、こちらは一般会計からの出資金でございます。そして、原因者等が負担します配水工事負担金が657万8,000円、財源内訳の右端、自己財源であります損益勘定留保資金1億781万900円となっております。また、財源内訳の右隣の列に記載しております不用額の合計は3,378万

9,301円となっております。

続いて2ページを御覧ください。2ページ目からは、令和7年度繰越工事16件につきまして、それぞれの工事ごとに、契約年月日、繰越額、工期または履行期間、そして繰越理由の順に記載しております。また、(2)繰越額の金額の右には、先ほど説明いたしました事業名を記載しております。2ページ～3ページに記載しております1～5までの工事、5件につきましては配水施設整備事業、こちらは送水、配水に係る施設や管路の新設及び増設改良を行う事業となります。

それでは工事ごとに繰越理由について説明させていただきます。まず、2ページの1と2の工事、徳尾系送水管布設工事の第15工区と第14工区、古海地内での一連の工事になります。

(4)の繰越理由、1と2の工事は同様の繰越理由でございます。管材料の納期が遅延し、年度内の完成が困難となり工期を延長したためでございます。納期が遅延した水道管の口径は600ミリメートルと大口径の管でございます。1の工事は既に完了しており、2の工事は竣工検査を残すのみとなっております。続いて3の工事、そして次のページの3ページ、4と5の徳尾系送水管布設工事、第16工区～第18工区までの3件の工事、こちらは古海地内、大正小学校近隣での一連の工事となります。こちらは国の令和7年度補正予算を受け、国の補助制度を活用しまして、令和8年度に予定していた事業を前倒しして実施することとしたものです。先の2月定例会におきまして関係費用に係る補正予算を提出し、議決をいただいております。3件とも繰越理由は同じ内容となっており、国の補正予算に伴う国庫補助金の交付決定が令和8年2月にあり、年度内の契約行為の実施が困難なことから、8年度に繰り越して実施することとしたためでございます。3件とも入札により既に受注業者は決定しております。続いて3ページ、6、7、そして4ページの8の3件の工事につきましては、地域水道整備事業、旧簡易水道地域の施設整備を行う事業となります。こちらの3件は全て業務となります。まず、3ページの6の気高町会下地域、会下浄水場詳細設計業務です。繰越理由は、浄水池の構造設計を行う中で、現地の地盤の状況を踏まえ、地震動に対する追加調査を行う必要が生じたことから、年度内の業務完了が困難となり、履行期間を延長したためでございます。

続いて7の鹿野町鹿野地域、鹿野浄水場詳細設計業務です。繰越理由は先ほどの6の業務と同じ理由となっております。6と7の業務は現在も履行中でございます。続いて4ページを御覧ください。4ページ、8の佐治町口佐治地域葛谷配水地用地測量及び詳細設計業務です。繰越理由は基本設計で決定した仕様に基づき、本業務で配水池の構造計算を行ったところ、耐震不適合により配水池の形状を再検討する必要が生じたことから、年度内の業務完了が困難となり、履行期間を延長したためでございます。この業務は既に完了しております。

続いて4ページの9の工事から最後の6ページ16までの8件の工事につきましては、配水管等改良事業、震災対策整備事業としての水道管布設工事や原因者工事に伴う水道管の移設工事などを行う事業となっております。まずは4ページ、9の国安地内配水小管布設工事です。繰越理由は、令和8年6月を給水開始予定とする申込みが令和8年1月にあり、給水装置工事の工程に合わせて工期を設定したためでございます。この工事は水道管路が布設されていない箇所に給水申込みがあった場合、水道局の管を布設する工事となります。この工事費につきまし

ては、給水申込みがあった方に負担をしていただきます。この工事は完了しております。

続いて10千代水3丁目地内配水管布設工事です。繰越理由につきましては、9の工事と同様に給水装置工事の工程に合わせて工期を設定したためでございます。こちらの工事は千代水スポーツ広場の北側グラウンドに新築される学校給食センターのための配水管布設工事になります。この工事も既に完了しております。続いて11良田地内応急給水管路整備その5工事です。繰越理由につきましては、同一箇所で行う鳥取県発注工事、これは道路改良工事です。この工事は現在も施工中でございます。

続いて5ページを御覧ください。12～15までの4件の工事、12と13の工事は桜谷地内、桜ヶ丘中学校近隣での工事、14と15の工事は国府町宮下地内、国府町総合支所近隣での工事となります。これら4件の工事は、先ほどの配水施設整備事業の中でも説明しました国の7年度補正予算を受けまして、国の補助制度を活用して8年度に予定していた震災時応急給水拠点整備に係る事業を前倒して実施することとしたものでございます。こちら、先の2月定例会におきまして関係費用に係る補正予算を提出し、議決をいただいております。4件とも繰越理由は同じ内容となっており、国庫補助金の交付決定が令和8年2月にあり、年度内の契約行為の実施が困難なことから、8年度に繰り越して実施することとしたためでございます。なお、この4件の工事とも、入札により既に受注業者が決定しております。

6ページを御覧ください。最後の16の工事です。高山橋配水管添架工事、佐治町高山地内にございます高山橋、令和5年8月の台風第7号に伴う大雨の影響で、高山橋の大部分が崩落いたしました。橋の崩落により、橋に添架しておりました配水管が破損し、この影響で高山集落の一部が断水となりました。被災後、高山橋から下流の橋を迂回するルートに配水管を布設する応急復旧工事、その後、同じルートでこの復旧工事も完了しております。この16の工事は、被災前と同様に高山橋に配水管を添架する工事でございます。被災前と同様に高山橋に配水管を添架することによりまして、この周辺の集落への配水ルートが複線化することから、災害等により配水管が破損した場合でも断水の影響範囲を抑えることができると考えております。この工事は繰越理由でございます。同一箇所で行う鳥取市発注の市道高山線高山橋道路災害復旧工事の遅れから、年度内の完成が困難となり、工期を延長したためでございます。この工事は既に完了しております。

6ページの中段、破線を引いております下に、繰り越しました16件の工事につきましての事業別の合計金額、そして、その横にはこれまで説明してまいりました工事の番号を記載しております。以上で報告第9号令和7年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しにつきまして、説明を終わります。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございましたら順次御発言をお願いします。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 6番ですか、6番で浄水池の構造計算を行う中で、地震動に対する追加調査を行う必要が生じたとありますし、また、同じようなことがありましたですね。設計の構造計算で耐震不適合とか、8番ですかいね。実際に構造計算する前には、施設なんか、どうですかね、

地質調査、ボーリングとかしているデータとか、それはされてなかったんでしょうかね。その辺の計算書を作る上での取組をちょっとお尋ねします。

◆加藤茂樹委員長 谷口課長。

○谷口洋一工務課長 工務課長の谷口でございます。先ほどの御質問ですけれども、今工事の業務につきましては、まず、基本設計を事前に行っております。基本設計の際にはある程度地質を想定して形状と大きさ、場所を選定をいたしております。ただ、このたび、静的解析といいまして、通常の解析業務で耐え得るであろう形状を円形、丸い形であれば動的解析と呼ばれる揺れとか、そういうものに対する構造計算は必要ないというふうに一般的な解釈をやっていたんですけれども、実は今回、地震解析の数値が鹿野―吉岡断層の数値を気高、鹿野で計上した際に、思いのほか非常に高い数字が出まして、こちらにつきましては、通常の円形の配水池では考えられない、ちょっと大きな数字が出たものですから、今回改めて、そちらのほうの数値、県からいただいた数値を解析に利用した動的解析と呼ばれる新しい解析方法を追加する必要があったために、急遽このたび追加させていただいたということでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 分かりました。それで、またどうでしょうかね。現在ある配水池いろいろあるでしょうけど、それについて調査の必要があるのかないのか、今後、その必要が出てくるのかなちゃんんで不安だし。断水とかなればね、壊れてひびが入ったり、それを調査されるのかどうか、それをお尋ねします。

◆加藤茂樹委員長 谷口課長。

○谷口洋一工務課長 工務課長の谷口でございます。基本的には、こちらの動的解析が必要なケースの大きな内容としましては、鋼製の配水池、鋼製、あくまでも鳥取市内の上町とか、市内にある配水池は、ほぼほぼP Cと呼ばれるコンクリートのプレストレスト性のタンクでございます。そちらについては、動的解析等々は必要ないということで強度的には問題ございませんので現状そちらのほうで考えていることでは、検討は考えておりません。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。よろしいですか。質疑なしと認め質疑を終結します。

報告第11号放棄した債権の報告について

◆加藤茂樹委員長 次に報告第11号放棄した債権の報告についてのうち、所管に属する部分を説明ください。木本課長。

○木本裕治料金課長 料金課長の木本です。よろしくお願いします。それでは報告第11号放棄した債権の報告について鳥取市債権管理に関する条例の規定によりまして、水道料金債権の放棄の報告について説明させていただきます。これは本定例会付議案の83ページ～85ページに記載されていたものでございます。1、水道料金についてまず、(1)の概要ですが、水道料金は、安全で良質な水の安定供給と水道事業の健全経営を維持するため、水道の利用者から使用水量に応じて徴収しております。しかしながら、生活が困窮で滞納金の完納が見込めない者をはじめ、破産により資金回復が困難な者、また、無届転出等による所在不明者等が存在する状況にあります。(2)債権の種類は私債権、(3)時効期間は5年となります。なお、民法の一部を

改正する法律、これは令和2年4月1日に施行されたものですが、それまでに給水契約を締結されたものについては2年となります。(4) 根拠法令等は鳥取水道事業給水条例、(5) 納付義務者は水道の使用者本人です。

2、債権放棄の内容ですが、滞納金については督促状・催促状の送付はもとより、訪問徴収、給水停止処分などの実施により、早期回収に努めているところでございます。本県については、水道料金債権のうち、特に困難が認められる99件について、鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項の規定により、債権の放棄を行ったものでございます。

3、債権放棄証書は、次のページの別紙を御覧いただけますでしょうか。この表は債権放棄証書となります。このたび債権放棄を行いましたものは、鳥取市債権管理に関する条例の第7条第1項第1号、また、第3号及び第4号に該当するもので、下の表に条例の条文を記載しております。なお、ここで条文を読み上げるのは、時間の都合上割愛させていただきます。債権の額ですが、まず、上段より64万5,869円。これは条例第7条第1項第1号によるもので、回収の努力は行ったものの、消滅時効に関わる時効の期間が満了したものでございます。

続きまして中段225万1,445円。これは条例第7条第1項第3号に該当するものでございまして、これは失踪、行方不明等によるものでございます。最後になりますが、下段8万6,671円。これは、条例第7条第1項第4号で破産法等によるものでございます。債権放棄の合計額は298万3,985円となり、これは全調定額の0.001%以下の金額となります。以上で報告第11号放棄した債権の報告についての説明を終わらせていただきます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございましたら順次御発言をお願いします。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 債権放棄のほうで、以前から行方不明とか失踪とか、その辺はやむを得んでしょうけど、探すのが大変で。おられる方でなかなか支払いがないというのがあって、そういう方は当然水道も払えなければ、下水道も払えないちゅうことありましてね、前々から私が思っているのは、5年過ぎたもんはもう駄目だと、放棄だと、それまで何ぼか払う方もあろうかと思うんですよね、あることも。それについても、下水道のと連携しながら、その払えない方を一体的に水道のほうと下水道と催促に行くと、集金に行くとか、それを取り組むべきかなと思って、水道は止められるから水道料金は払うと、下水道は知らんでというのが前々からあるようでしてね、それを常々一体的にならんかなと、これが上下水道局になればあれでしょうけど、その辺の下水は下水、水道は水道という格好があってね、それを一体的に連携を取りながら集金に行くとか、そういう催促に行くとか、その辺連携を取ってもらえたらと思いますがいかがでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 木本課長。

○木本裕治料金課長 今、おっしゃられた質問ですが、やっぱり公債権と私債権の違いがございまして、なかなかちょっと今後検討はせざるを得ないのかなと思うんですけど、現時点ではちょっと難しいのかなというふうにちょっと思っております。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 現時点は難しいと言われて、情報はある程度やり取りすればね、下水道は下水

道に任せて、こここういうのがあって、今、取り立てに行く予定とか、その辺もある程度されれば一緒に、別に一緒にじゃなくても、その時期でも情報が入ればちょうど会えるとかありますんでね、その当人に。だけ、連携取ってもらったと思います。これ意見ですので。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。よろしいですね。質疑なしと認め質疑を終結します。以上で水道局を終了します。執行部の皆様は御退席ください。

【下水道部】

◆加藤茂樹委員長 それでは、続いて下水道部に入ります。まず、下水道部長に挨拶いただいた後、人事異動で異動なった方で自己紹介がまだの方はお願いしたいと思います。河口部長。

○河口正博下水道部長 おはようございます。下水道部長の河口でございます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。本日は、報告案件が1件でございます。報告第10号の令和7年度下水道事業等会計予算の繰越しの内容につきまして御説明をさせていただきます。また、そのほかといたしまして、今、取り組んでおります下水道事業におけるウォーターPPP、こちらの導入可能性調査の結果が出ましたので、こちらを皆様のほうに御説明をさせていただきたいと、このように考えております。御審議のほど、どうぞよろしくお願いをいたします。

以下、5月18日に出席をしております職員の方の自己紹介を随時始めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田泰弘下水道建設課長 失礼いたします。この4月から下水道建設課長を務めております山田です。よろしくお願いいたします。

○萩 義紀下水道建設課課長補佐 失礼いたします。下水道建設課課長補佐兼建設第一係長を務めます萩といいます。よろしくお願いいたします。

○津茂谷宏一下水道建設課建設第二係長 下水道建設課建設第二係長津茂谷といいます。よろしくお願い致します。

○田中聡大下水道企画課企画係長 失礼します。下水道企画課企画係長の田中と申します。よろしくお願い致します。

○中澤 崇下水道管理課普及係長 失礼いたします。下水道管理課普及係長を務めております中澤と申します。よろしくお願い致します。

○堀 春樹下水道管理課料金係長 下水道管理課料金係の係長をしております堀と申します。よろしくお願い致します。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。報告に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際には執行部の皆様は発言前に必ず所属、氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

報告第10号令和7年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越しについて

◆加藤茂樹委員長 それでは、引き続きまして報告に入ります。報告第10号令和7年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越についてを説明ください。山田課長。

○山田泰弘下水道建設課長 下水道建設課山田です。そうしましたら、報告第10号令和7年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越しについて報告いたします。お配りしておりますA4横令和8年6月17日建設水道委員会と右肩に示している資料で御説明をさせていただきます。ページは飛んで申し訳ないんですけど、まず、7ページのほうを御覧いただけたらと思います。付議案の80ページを添付しております。この一番最下段の行を御覧いただきたいと思います。令和7年度下水道等事業会計において、資本的支出の建設改良費、予算額34億2,721万7,000円のうち、22億9,179万819円を令和8年度に繰り越しております。繰越しの内訳につきましては資料戻っていただきまして3ページからとなりますので、そちらのほう御覧をいただけたらと思います。

まず、3ページのほうです。管渠費、公共下水道事業です。これ図面には主要な工事箇所を記載しております。続きまして主な繰越し理由としましては主要物件等の、また、関係者機関との調整に不測の日数を要したため、このまず、赤色で示している部分が、これは未復旧対策事業といいまして、主に污水管の整備をするものです。これにつきまして3億6,499万6,300円、同じく青色の箇所、浸水対策、こちらは、主には側溝整備等を行う事業でありまして、こちらが7億5,094万8,300円、黄色でお示ししておりますところが地震対策事業及び改築更新事業で5億8,372万6,000円、これのほかにおきまして道路改良事業、これは県とかの拡幅工事伴う、移設工事等に伴う費用としまして9,743万8,800円を繰り越しております。

ページを1枚めくっていただきまして、4ページを御覧ください。こちらはポンプ場費、公共下水道事業費です。的場ポンプ場において、ポンプ場設備等の改良工事費におきまして、国の補正予算に呼応し、事業進捗を図るために4億2,480万円を繰り越しております。ページをめくっていただきまして5ページを御覧ください。災害復旧費、農業集落排水事業です。こちらは令和5年8月の台風第7号により被災を受けました農業集落排水設備につきまして、順次復旧工事を実施しているところですが、道路復旧と、また、水道事業等の関連工事との調整に不測の日数を要したため1,237万1,600円を繰り越しております。

次の6ページを御覧ください。先ほどの図面には主要な箇所でございますけども、主な工事箇所の一覧表を添付しておりますので後ほど御確認いただけたらと思います。令和7年度鳥取市下水道事業等会計予算の繰越しに係る説明は以上となります。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございましたら順次発言をお願いします。よろしいですね。質疑なしと認め質疑を終結します。

鳥取市下水道事業におけるウォーターPPP導入可能性調査の結果について

◆加藤茂樹委員長 続きまして、その他報告事項に入ります。鳥取市下水道事業におけるウォーターPPP導入可能性調査の結果についてを説明ください。増田課長。

○増田泰則下水道管理課長 下水道管理課増田でございます。それでは下水道管理課のその他報告事項について説明させていただきます。建設水道委員会説明資料の8ページ～12ページの資料2と3となります。資料2の8ページをお願いします。鳥取市下水道事業におけるウォーターPPP導入可能性調査の結果についてでございます。本市では、令和7年度に鳥取市の下水

道等におけるウォーター P P P の導入可能性調査を実施いたしまして、本年3月末に調査事業者より調査業務の報告書の提出を受けたところでございます。本日は委員の皆様はこの導入可能性調査の結果について御説明させていただきたいと考えます。

それでは、まずは資料の9ページを御覧ください。初めに鳥取市下水道事業におけますウォーター P P P の導入の概要について説明をさせていただきたいと考えます。国では、令和4年度～令和13年度までの10年間におきまして民間企業の技術・ノウハウを活用した上水道や下水道の効率的な管理、コスト削減、老朽化対策の推進のため、施設を受託いたします民間事業者に施設の管理運営だけではなく、利用料金の収集までを含めて運営権そのものを譲渡いたします図の右側にありますレベル4と呼ばれますコンセッション方式による運営方法や、そのコンセッション方式まで行かないものの官民連携により、施設の運営管理に管路等の施設更新を加えました管理更新一体マネジメント方式による運営方法の導入を進めておるところでございます。国は最近、水の官民連携とも呼んでおりますウォーター P P P でございますけれども、こちらコンセッション方式と管理更新一体マネジメント方式の総称でございまして、委託を行う際には、①原則10年間の長期契約とすること。②性能発注とすること。③維持管理と更新の一体型マネジメントであること。④プロフィットシェアと呼ばれます事業に取り組む中で利益が発生した場合には官民で分け合うことの4つの要件を満たしていない場合には、令和9年度からの污水管の改築に対します国の交付金が受けられないこととなりまして、それにより老朽化しました污水管を改築するための財源が不足することとなるものでございます。

鳥取市では下水道管路や下水処理場などの下水道施設につきましては、図の中央にあります緑色の枠で囲まれております施設の保守管理や物品の調達、施設の修繕をまとめて行います。レベル3の包括的民間管理委託に平成24年度より3年ごとに取り組んでおりまして、現在は5期目を迎えているところでございます。本市が導入を検討しているレベル3.5の管理更新一体マネジメント方式とするためには、右側の赤枠にあります受託事業者が污水管の更新や改築を行う更新実施型の実施。または、受託事業者が污水管の更新計画案を作成し、市が污水管の更新や改築を行います更新支援型を実施することが必要となるものでございます。

続きまして説明資料の8ページを御覧ください。鳥取市下水道事業におけますウォーター P P P 導入可能性調査の報告について説明させていただきます。詳細につきましては、説明資料の11、12ページの資料3調査業務報告書の概要版も御覧いただければと思います。8ページにつきましては調査業務報告書の主な部分をまとめたものでございます。ウォーター P P P の導入に当たりまして、説明資料11ページ概要版の2、課題の抽出の項目では、市の抱える課題解決方法が示されておりまして、ヒトについての課題といたしましては、管路などの改築や更新の需要の高まりに対し、執行体制の泥弱などが示されておりまして、官民連携による解決方法といたしましては、アウトソーシングや民間ノウハウを活用した取組が有効であると示されてございます。モノについて課題といたしましては、管路や施設の老朽化が顕著であり、特に管路は改築需要の増大が見込まれるなどが示されてございまして、解決方法といたしましては管理更新一体マネジメント方式による効率的な修繕や改築の推進などが見込まれるということでございます。カネについての課題といたしましては有収水量の減少によります料金収入の低下、

包括委託事業者の固定化で競争性の低下、委託費の高止まりなどが示されております。

解決方法といたしましては、新たな業務に加えるなど、事業の枠組みを変更すれば競争性が回復するなどの官民連携による解決方法が見込まれるとのことでございました。事業スキームの検討、選定分析といたしましては説明資料 11 ページ概要版の 3 の官民連携手法の適用可能性と 4 のマーケットサウンディング結果などの項目の結果、包括的民間委託レベル 3、対象事業といたしましては、処理面積が広く処理人口も多く、効率的な下水道事業とし、対象範囲、大規模な処理区であります秋里処理区又は秋里処理区と千代水処理区、事業方式といたしましては、管理更新一体マネジメント方式のレベル 3.5 と。それで、管路につきましては更新支援型もしくは更新実施型、処理場につきましては、更新支援型で検討することとしたものでございます。

そして、検討の途中にはマーケットサウンディングと呼ばれます多様な規模や業種の民間事業者 27 社に対しまして市場調査を行った結果、集落排水及び南部・西部地域の公共下水等への参入が困難であるというような御意見でございました。また、概要版の 6、裁量でありますとか、7 の定性による効果分析も行われまして、その中では秋里処理区と千代水処理区で管路は更新実施型、施設は更新支援型が最も効果があるとの結果でございましたが、千代水処理区につきましては、今後の統合計画でありますとか、施設の増設計画のスケジュールが不透明であり参入は困難との意見が多く、調査事業者からの 8 の事業スキームの選定結果のスキーム案といたしましては、秋里処理区で管路は更新実施型での導入が望ましいということでありまして、説明資料の 12 ページの下段中央にある表 6 のとおり、対象事業といたしましては、処理面積が広く処理人口も多く、効率的な下水道事業、対象範囲といたしましては、大規模な処理区である秋里処理区、対象施設といたしましては、管路施設及び処理場施設、事業方式といたしましては、管路更新一体マネジメント方式のレベル 3.5 とし、管路は更新実施型、処理場につきましては、更新支援型ということでもございました。それで、委託業務でございますけれども、現包括委託で委託中の業務、また、施設の更新計画案の策定業務、管路の改築更新業務が望ましいとする調査結果が示されたところでございます。

9 ページの下段をお願いいたします。ウォーター P P P 導入により見込まれる効果について御説明させていただきます。導入によります経費の削減効果でございますけれども、約年間 70 万円～390 万円の削減効果があるのではないかとということでございました。それで、スキーム案でございますけれども、こちらの場合でありますと、約年間 290 万円が削減されるのではないかとということでございます。また、それに加えまして污水管改築に対する国の交付金ということでございまして、こちら年間約 7,500 万円の財源確保が見込まれますとともに、本市技術職員の業務負担軽減が図れることになるというところでございます。

調査報告書についての説明としては以上でございますけれども、結果等を踏まえまして本市といたしましては、ウォーター P P P を導入する方向で準備や検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。また、本年 2 月定例会の予算審査特別委員会の分科会報告におきましてウォーター P P P の導入を進めることにより、下水道料金の値上げにつながるのないうよう丁寧な調査及び複数の専門家の意見を聞きながら検討を重ねていくこととの御意見を

受けしたところでございます。

そのため、本市といたしましては専門家の御意見を伺うということで、今年4月の28日に第1回鳥取市下水道等事業運営審議会におきまして、本日同様に本市下水道等事業におきますウォーターPPPの導入の概要について説明させていただきまして、委員の皆様より御意見をいただいたところでございます。いただいた御意見といたしましては、一般市民は昨今の物価高からも料金改定により料金が高くなることは非常に厳しいと、また、今まで住民サービスとして行政にやってもらえてきた、きめ細やかな対応を続けてほしい。また、地元が熟知しておる対応が難しいような地元の状況が分かっていないと対応がなかなか難しいというような災害時など、漠然とした不安に対してもしっかりと対応をしてほしい。また、県内の事業者の仕事が回ってこないことをとても懸念している。できることはなるべく地元の事業者に落ちるような仕組みを考えてほしい。また、地元精通してフットワークが軽いことはその企業のアドバンテージとなるので、技術の高い、技術の争いとなったときにアドバンテージがちゃんと評価される仕組み、公平性が必要であるというような御意見をいただきました。繰り返しとなりますが、今後も専門家の御意見等を踏まえつつ、丁寧な調査・検討を行いましてウォーターPPPを導入する方向で準備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

10 ページを御覧ください。今後のスケジュールということで示させていただいております。7月にはアドバイザリー業務を委託したいと考えておりまして10月には業者選定審査会を設けたいと考えておるところでございます。また、来年でございますけれども、3月には業者選定に伴う募集公告をかけたいと考えとりまして、10年の4月にはウォーターPPPの導入というような予定で進めてまいりたいと考えているところでございます。10 ページの下段でございますけれども、現在の包括的民間管理委託の区域図を参考までに掲載しております。市全域を4つの地域に分けてまして地域ごとで、鳥取市環境事業公社ほか3社で、全4社で下水道施設の管理委託を行っている状況でございます。報告事項は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございましたら順次発言をお願いいたします。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 委員の皆さんは全然ちょっと内容が処理区から分かりにくいと思うんですよ。ですから、一番最後の10 ページでも、その辺の考え方をどういふのを導入に取り組むのか、今の現状をもう少し具体的に分かるように説明してあげないと、何の話だ分からんというのが皆さんあって、地域、秋里処理場はここにあって、全体でこの地図であって、この分と管路とかそういう、千代水のほうは千代川以西とか、ああいう集落排水も抜きにしてという、格好や取り組むという話でしょ。それをちょっと具体的に言ってあげないと何が何だか分からんと思うんですよ。最後のページでもいいから、ちょっとあれをお願いします。

◆加藤茂樹委員長 増田課長。

○増田泰則下水道管理課長 ありがとうございます。そうしましたら10 ページを御覧ください。今の先ほど申し上げましたとおり、包括管理委託の区域図でございます。それで、そうですね、まん中が鳥取国府地域ということで、現在鳥取市の環境事業公社さんに管理していただいていると、公共下水道であります秋里処理区でありますとか、千代水処理区がございますし、あと

は農業集落排水事業で農集、あとは吉岡のクリーンセンターがございますというところがございます。

それで、取りあえず国府の中の話にさせていただくんですけれども、先ほど申し上げましたように、秋里処理区についてというところがございます。鳥取市の右岸側というところが秋里処理区がございまして、この赤いところですね。こちらについてウォーターPPPの導入を考えていきたいというところがございます。それで、福部地域なり南部地域なり西部地域なり、それぞれ事業者さん管理をしていただいているところでもありますけれども、こちらにつきましては、なかなか効率が悪いということで、あまり範囲も広くて施設規模としても、それぞれが小さくてということになりますので、効率が悪いということでこのたびの導入については、することなく今までの包括管理委託で同様に継続してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。委員の皆様で質疑等ございましたら順次、御発言をお願いします。河口部長。

○河口正博下水道部長 いろいろ難しいちょっと案件でございますので、少し私のほう、補足で説明をさせていただきたい。先ほど言いました10ページを見ていただきますと、先ほど増田課長のほうが説明させていただきましたが、この下水道処理というのは農業集落排水とか、それから公共下水道、この辺りが大体公共下水道ということで、この町なかの下水は全て秋里の処理場ですね。そちらのほうで全て流して、そこで処理をして流すと。それから千代川から向こう、いわゆる西のほうは、千代水の処理区というのがございまして、こちらも下水道でございます。イオン北のところの通り挟んで向こうの晩稲のところですけども、そこに大きな処理場があります。どちらかといいますと西側のほうは、下水道はそこで処理をしとるという。大きな処理場はこの2つあります。

それ以外の福部地域とか、南部地区、それから西部地区地域につきましては、どちらかといったら集落排水事業という、集落ごとに施設処理場を置いて、そこで処理をする、小さい処理でやっているところがございます。今回のウォーターPPPというのは、民間が27社、先ほど説明しましたが、これは全国の大きな大手の企業のほうが全国的に今、民間のほうで、ある程度管理を請け負って、その中に計画も全部する、いわゆる民間がある程度この管理まで手を入れてやっていく方法、これが、いわゆるウォーターPPPということで、今はどちらかといいますと、9ページを見ていただきますとレベル1、レベル2、レベル3というのがありまして、このレベル3というのが包括委託ということで、先ほど言った秋里の下水処理施設については環境事業公社のほうに実はお願いをして、環境事業公社のほうで修繕まで行っている、今そういう管理の仕方をしています。

以前は下水道の整備は市のほうが行って、管理をするのは当然この市のほうが行う。いわゆるこういうところを修繕するというのは発注をして直していただくと、そういうようなやり方でございます。この包括になりますと日々キョウエイさんとか、その環境事業公社のほうが見ていますのでそういったところが、悪いところが分りますので、速やかにその修繕をすると、こういった業務で今レベル3ということで、そこまで、今、委託している。これだけでは、い

いわゆるウォーターPPPではなくて、どちらかといったら管路の設計、計画までやっていくと、こういうことにしないと、あくまでも行政のほうで修繕を差配するというのではなくて、民間のほうがある程度計画を立てながら管理をしていくと、こういった方式にしていく。

そして最後がレベル4で、そこはいわゆる使用料まで民間のほうで委託をできるって、コンセッション方式ということになります。そこまでになりますと使用料、なかなかその秋里処理区だけを使用料を持つということになりませんので、なかなか一足飛びにはレベル4までいかないということで、本市としましては、この3.5、今の包括で環境事業公社に出しているものから、プラスして計画まで、管路の計画、要するに老朽化した管路の更新実施までを委託をして、さらに民間のほうの力を借りようと、こういうやり方をしていくというのがこのウォーターPPPです。これをするによって何がいいかといいますと、経費が削減できます。僅かではありますけども、70万とか、390万ぐらいになって、年間でございますけども、300万弱ぐらいは経費の削減につながると、そしてもう1つ大きなのが、国はこのウォーターPPPを全国的に展開するように指針を出しておりますので、この事業に乗らないと毎年交付金をいただいているんですが、それが7,500万ももらえなくなると、いわゆる民間委託をしっかりと進めて行革を進めることによって交付金をしっかり出していこうと、鳥取市の下水道はかなり老朽化が進んでおりますので、しっかり交付金をもらわないとなかなか事業が進めないということでございますので、この交付金7,500万は大きなお金になります。10年間でいくと7億5,000万ぐらいになりますので、こういったことも踏まえまして、鳥取市としては民間との連携をしながら、しっかりとこの3.5のウォーターPPPを取り入れていきたいと、こういうふうを考えているところございまして、それに順次進んでいっているということでございます。

先ほど少し増田課長が説明をしました4月28日には、これ大学の先生とか、そういった委員で構成をしております審議会でございますので、そちらのほうにも諮らせていただいて御意見をいただきました。おおむねこの件につきましては、やっていこうという御意見でございましたが、やはり大手、あるいは県外の民間企業がどんどん入って、要するに状況が分からないままこの委託を請けて、市民の皆さんが困るようなこと、こういったことにはなってはいけないねという御意見もいただいておりますので、これはしっかりと地元、いわゆる民間企業だけではなくて、地元の企業さんがしっかり入れるような仕組み、こういったものも、これから構築していこうということで、来月からアドバイザー業務、これを専門で行っているコンサルタントがおりますので、そういったところへ業務委託をして、中身をしっかりと詰めていこうというところでございます。

今回この報告をさせていただいて、また9月議会の委員会のほうでも同じように段階的に御説明をさせていただきながら、できれば今年度末までに発注、いわゆるその公募ですね。公募をかけていきたいと。公募をかけてもなかなかすぐ選定までいきませんので、それは令和9年度になってから、いわゆる1年ぐらいかけて、契約まで選考まで行っていく、こういう段取りになりますので、なかなかちょっとまだ分からないところも多々あると思います。お時間をいただいて、もう少し丁寧な説明もさせていただいてもよろしいかと思ひますし、まだ次の9月議会のほうには、もう少し進んだ御意見いただけるような案もお示しすることができると思ひ

ますので、しっかりとこの事業を進めていきたいとこのように思っています。どうぞよろしく願いいたします。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。ちなみにでありますけど、鳥取市に業者というのはそんなにないと想定されますけど、業者的にはどう考えておられるのか1点説明いただければと思います。増田課長。

○増田泰則下水道管理課長 ありがとうございます。下水道管理課増田でございます。先ほどの質問でございますけども、アンケートを取った地元企業、マーケット産業ですね、紹介をかけた地元企業さんというのは8社ぐらいございます。それで、どうしても今現在、包括的管理委託をしていただいています4社は当然お答えいただいとるところでございますけれども、あと、建設事業者さんというようなところ、あとは建設コンサルタントさんというようなところにお声かけをさせていただいて御意見を伺ったところでございます。基本的には手を挙げていただけるのではないかとというようなことで、アンケートの回答としてはいただいとるところでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。太田委員。

◆太田 縁委員 太田です。説明ありがとうございました。まず、この8ページ、資料の2の8ページにあるように、執行体制が泥弱ということがあります。このことについては、民間のほうがやはり技術力や技術の推進というか、そういったことが早いというふうに理解しているのが1つ。それから3番目、ヒト・モノ・カネとあります。カネのところですね。包括委託事業者固定化で競争性の低下、委託費の高止まり、これについては具体的にどのように考えておられるのか、現状、それから南地域を今回から外しますということで、要するに採算ベースに合わないところは、このカネの観点からいくと、外しますという理解をしているんですけども、9ページの下に導入による削減効果とありますけれども、この外した部分についてが全体から見るとどういうバランスになってくるのか、ここが逆にまた経費がかかってくるのではないかと懸念しているんですけど、その辺りをどう考えておられるのか御説明いただきたいと思います。

それから、その国のほう、これは本当に担保できるのかなと、ちょっとそこは簡易水道のことがありますので、少しこのところが本当に7,500万というのが担保取れるのか、あるいはこれで賄っていけるのかというところを、ちょっとるる述べましたけれども、御説明いただけたらと思います。

◆加藤茂樹委員長 増田課長。

○増田泰則下水道管理課長 下水道管理課増田です。ありがとうございます。まず、1点目の改築更新事業の高まりに対して執行体制が泥弱、これは外部的な評価ということになりますので、うちが、鳥取市側が、ここが弱いですとなかなか言えないですけども、どうしても経費とかを考えると、必要最低限の人員で回していかないといけんということがありますんで、その辺りが泥弱であるというふうに捉えられたのかなというところでございます。

2点目でございますけども、包括委託事業者の固定化で競争性が低下、委託費が高止まりするのではないかと、これも先ほど申し上げましたけども、外部からの評価ということござい

ますので、何とも言えんところでございますけども、今現在のお話でいきますと、先ほど申し上げました24年から5期目を迎えるところでございます、包括委託を受けていただいているところというのは固定になつとるというか、固定になつとると、結果的な話でございます。委託費が高止まりになっているかどうかというのでございますけども、委託に関しまして、一応入札なりをかける際に、こちらのほうで設計をして委託費を設定しておりますので、それについてはあまり高止まりになっていることではなく、今まで積み重ねてきたもの、程度は確保しているというような形になろうかと思います。

あと、南部地域を具体的に出されたんですけども、なかなか効率が上がらないところについては、今の話でいきますと包括を今の状態で継続してまいりたいというところでございます。効率のよし、悪しみたいな話もあったんですけども、効率が下がる意味合いでいくと、どちらかというと今現在、鳥取国府地域につきまして、鳥取国府地域を一部中を抜くような話になりますので、どうしても重複して経費がかかる部分は、中にはあるかもしれませんが、基本的には別々のものということで考えておるところでございます。4点目の国の交付金でございますけども、必ずこの7,500万が出てくるかという、それこそ、その年ごとの事業費に対して大体半額ぐらいの交付金が当たるということでございますので、それがいただきたいと思っておりますけども、それが確約されるものではございません。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 すみません。ちょっとお尋ねの仕方が悪かったかもしれないですけど、要するに、外部評価が執行体制が泥弱であるとか、高止まりになっているんじゃないかという評価に対して、ここの部分をうちは大丈夫なんだという、今御答弁だったと思うんですけど、このことについて真摯に受け止めておられるのか、あるいは例えばその泥弱性があるということは人が育っていったいない、おっしゃったように人も少ない中で、頑張っておられるんですけども、評価としてはそういう評価を受けたと。このことについて、どういった意見を持っておられるかということだったんですけど、それはしっかりやっているのという御答弁だというふうに理解したところですけども、それであるのであれば、そんなに心配しなくても今は大丈夫なんだと、ただし、この先がやはり心配なのでこのウォーターPPPに向かっていくという、そういった理解をすればいいのかなというふうに考えたんですけども、あとは、包括委託で続けていることによってマイナスが出てくるのではないかということですけど、それも大丈夫なんだという、そういった理解をしたところでもありますけれども、そういう理解でいいのか、少し御説明、部長のほう、いただけたらと思います。

◆加藤茂樹委員長 増田課長。

○増田泰則下水道管理課長 下水道管理課増田でございます。先ほど来、申し上げておりますけども、この課題と解決方法ということで申し上げさせていただいておるんですけども、課題につきましては、課題は多分あって、先ほど申し上げましたけども、また、職員数もなかなか減っておるというようなこともございますし、土木技師さんを募集をかけてもなかなか埋まっていけないみたいな話もあったりしますので、体制はなかなか厳しいのではないかなというようにございます。それに対しまして官民連携手法で、解決方法としてウォーターPPP

がありますよという話でございますので、そちらのほうで進めてまいりたいと、進めていくように検討してまいりたいというところでございます。今の体制につきましては、必要に応じて体制の見直しということは必要なのかなと考えておるところでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 最後に、今の体制でやっていくんだと、そういうことで今回のウォーターP P Pから外れるというか、対象外になる地域、そこに対してのしっかりしたフォローといいますか、予算的にも、こちら側から言えば予算もあまりかけず、しかしながら、細やかにやっていけるのかという少し心配はあるんですけども、その部分をしっかりやっていける。その対象になるところはやはり新しい技術であったり、いろんなことがあるので、進んでいくとは思いますが、そこから外れるというか、対象外になっていくということですね。私は、P P Pのその導入対象外されない、だから、そのまま今の体制でやっていくという理解しているんですけど、だから、そこをしっかりとってほしいというふうに要望したいと思います。

◆加藤茂樹委員長 増田課長。

○増田泰則下水道管理課長 ありがとうございます。下水道管理課増田でございます。

ウォーターP P Pの導入範囲以外のところの話ということでお話しさせていただくんですけども、今の体制がそれなりに確保されていると考えておりますので、それが継続して確保できるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 足立委員。

◆足立孝史委員 足立です。ありがとうございました。理解がしにくいので、変な質問になるかと思いますが、9ページの令和9年度から污水管改築の交付金を受けることができないという、ここのところは何を指してこの9年度からもらえないというのが1つ教えてほしいのと、10ページのほうで赤印のところはウォーターP P Pの対象で、そのほかは今までどおりということの説明だと思うんですが、9ページのこのレベルの表があるわけで、このレベル 3.5にすることによるP P Pというもので交付金はつきますよと。そうでないところはつけませんよというのか、そうすると残った範囲のほうが広いわけで、交付金がなしでできるわけがないなという、その辺のちょっと理解の仕方が悪くて、このP P Pでやるという方向性が出ていて、されるんですけど、鳥取市の広い範囲のこの下水道の行政が安心してできますよというところの何か、もう少し説明をしていただけたらなという、質問が悪くてごめんなさい。理解していただけたらいいので御説明お願いします。

◆加藤茂樹委員長 増田課長。

○増田泰則下水道管理課長 ありがとうございます。下水道管理課増田です。すみません。説明が足らなく申し訳ないですけども、污水管改築の交付金でございますけども、まずは、今現在、レベル3の包括的民間委託、緑色のところですよというお話しさせていただいて、この交付金を受けようと思うと、右側のレベル3.5のところですね、管路の更新も取り組まなければならないと、それが今の予定としては受託者さんのほうに実施までしていただくと、改築更新をしていただくというところでございます。

それで、契約の要件の中に1番～4番までを、それを踏まえた契約じゃないと駄目ですよと

というのが、国に言われているところというところでございます。交付金のお話をさせていただくんですけども、交付金につきましては、要は秋里処理区に縛られるものではなくて、それ以外のところについても公共下水道の污水管の更新に交付金が充てられるというところでございます。場所限定されたものではなくて、鳥取市域の公共下水道区域であれば対象となりますので、それについては御安心いただければというところでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 ちょっと補足で1点説明お願いします。足立委員の質問の中で、多分今までもらっていた交付金がこの3.5にならないともらえなくなるのかという、簡潔にいうと多分そういう意味だと思うんですけど、その辺りをお願いします。増田課長。

○増田泰則下水道管理課長 すみません。下水道管理課増田でございます。ありがとうございます。交付金が今まで当たったところが当たらなくなるというのは、要は交付金を対象となるようにウォーターPPPの導入に進んでいきたいという意味で、継続して交付金を確保するためにこの事業に取り組もうとするものでございます。

◆加藤茂樹委員長 河口部長。

○河口正博下水道部長 今、増田課長が言ったのが正規な回答でございます。簡単に言いますと、今7,500万くらい実は交付金をもらって令和8年度も事業をやっているということですが、このウォーターPPPを今年度中に公募までかけないと、来年度からの交付金は、交付決定もらえませんよ。ですから、9年度同じ事業1億5,000万くらいを組んだとしても7,500万の交付決定がもらえないということになりますので、何とか年度内にこのウォーターPPP公募まで大丈夫だということまで国のほうから確認をしていますので、ここまでを、これ、実は鳥取県もそうですし、松江、米子も今、向かおうとしています。全国的に大体今年度中に事業PPPを入れて、何とか令和9年度の交付金をしっかりとこれまでどおりもらうということに進んでいるということでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。結局もらえていたものがもらえなくなるからということで、多分分かりやすい説明だったと思います。そのほかございますか。よろしいですね。質疑なしと認め質疑を終結します。以上で下水道部を終了します。執行部の皆様は御退席ください。

午前11時14分 休憩

午前11時19分 再開

【都市整備部】

◆加藤茂樹委員長 それでは、続いて都市整備部に入ります。都市整備部長に挨拶をいただいた後、人事異動で異動のあった方で自己紹介がまだの方はお願いしたいと思います。それでは河田部長、お願いします。

○河田耕一都市整備部長 失礼します。都市整備部の河田です。市民の生活のいろいろな場面で中東情勢の影響が出ておりますが、都市整備部においても公共工事を中心に資材の価格高騰、資材調達等の影響が出ております。主要な工事材料であるアスファルトの価格が4割アップ、

コンクリートが2割～3割アップとなっているほか、油性塗料、塩ビ管、道路のペイント式区画線などの材料が入手困難な状況となっています。19日の停戦合意が報じられておりますけれども、資材流通の回復につながるかどうかは不透明な状況であり、都市整備部といたしましては、引き続き資材価格の高騰についてはスライド条項の運用により、業者負担を最小限にするとともに資材の調達遅延については、工期延期や代替品の使用など、柔軟に対応していきたいと考えています。

さて、今月初めより、中国地方も梅雨入りとなりまして、大雨による河川の増水や土砂災害に警戒が必要な時期となってきました。これまで本委員会で侵食報告を行ってきました佐治地域で大きな被害を出した令和5年の台風7号関連の災害復旧工事ですけれども、本市の公共土木災害の復旧工事としましては、昨年度末時点で残り1件となっていた佐治町の高山橋の復旧工事、護岸の崩落によって橋の一部が川に落ちている状況がテレビ等でよく放映されておりましたけれども、あの橋になります。これが先週完了いたしました、100%の完了となりましたので御報告をさせていただきます。都市整備部全体で73件、事業費でいくと総額約17億円となりました。

それでは本日の委員会では、鹿野地区街なみ環境整備事業に係る補正予算案をはじめ2件の議案、また、繰越明許費繰越計算を含む7件の報告案件の後、その他報告事項といたしまして、山陰近畿自動車道鳥取覚寺間、通称南北線の都市計画決定についてなど、5件を御説明させていただきます。この後、それでは4月、5月の人事異動で異動のありました説明員の自己紹介をさせていただきます。

○三谷 哲都市企画課長 失礼いたします。令和8年の4月1日の定期人事異動に伴いまして都市企画課長を拝命いたしました三谷といたします。よろしくお願いいたします。

○加藤禎之まちなか未来創造課課長補佐 失礼いたします。5月の人事異動でまちなか未来創造課課長補佐を拝命いたしました加藤禎之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤木保州鳥取南地域工事事務所長 失礼します。5月1日の人事異動で鳥取南地域工事事務所長となりました藤木と申します。よろしくお願いいたします。

○伊賀 巧建築指導課参事 失礼します。5月の人事異動で建築指導課参事兼審査係長を拝命いたしました伊賀といたします。よろしくお願いいたします。

○広田琢也建築指導課参事 4月1日の人事異動で建築指導課参事を拝命いたしました広田といたします。よろしくお願いいたします。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際には執行部の皆様、発言前に必ず所属、氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)について(説明)

◆加藤茂樹委員長 それでは議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を説明ください。三谷課長。

○三谷 哲都市企画課長 都市企画課三谷です。それでは議案の説明をさせていただきます。皆様にお配りをしております右肩に赤字で(資料1)とありますA4横版の建設水道委員会の説明資料により説明をさせていただきますので、お手元に御準備をお願いいたします。そういたしますと1ページに示しておりますとおり、議案第75号関係、令和8年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)から説明をさせていただきます。それでは3ページを御覧ください。3ページの上段でございます。都市整備部歳出合計補正前の額56億4,226万2,000円に對しまして、今回の補正額は8億2,439万8,000円、補正後の額は64億6,666万円でございます。以降、各担当課より補正予算の概要について説明をさせていただきます。

3ページの中段を御覧ください。まず、都市企画課でございます。款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費、細目、街なみ環境整備事業費(街なみ環境整備事業費)でございます。予算書は41ページ、事業別概要は57ページ上段でございます。中段でございます。街なみ環境整備事業費として補正額は4,230万円でございます。次に資料1の4ページを御覧ください。内容について詳しく説明をさせていただきます。こちらの図の鹿野地区につきましては、鳥取市景観計画の景観形成重点区域に指定し、鹿野城下町の特徴を踏まえながら、祭りの似合う和風の街なみ景観の維持・向上を図るために、継続して街なみ環境整備事業を行っています。その地区内の市道今町鹿野線について、平成16年並びに平成22年~23年に道路美装化として茶色のアスファルト舗装を行ったところですが、その舗装が経年劣化などによって砂利の飛散並びに亀裂による雑草の繁茂などによって景観を阻害する要因となっております。そのため、既存の舗装を撤去し、改めて茶色の自然色アスファルト舗装に打ち替える費用を計上するものです。

また、道路付属物の木柵についても経年劣化により腐食していることから、これを撤去、新設するための費用として6月補正に計上するものです。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課宮谷です。よろしくお願ひします。続きまして交通政策課の補正予算2件につきまして説明させていただきます。資料1の5ページ目を御覧ください。

1つ目が総務費、総務管理費、企画費、運輸交通関係負担金等、駅舎・トイレ管理委託事業費、予算書は27ページ、事業別概要書は57ページの下段です。そしてもう1つが、目、交通対策費、細目、生活交通確保対策事業費、生活交通創生ビジョン策定事業費、予算書29ページで、事業別概要書は58ページの上段の2件でございます。説明資料といたしまして6ページ目を御覧ください。

まず、駅舎・トイレ管理委託事業費から説明いたします。こちらJR湖山駅の駐輪スペースを拡張し、鉄道利用者の利便性を向上するための増額補正予算でございます。こちら令和6年に本市がJRから土地の一部を無償で借り受けまして、資料中央にあります現況図の緑の部分に屋根付き駐輪場を整備いたしました。併せて周辺の放置自転車を撤去することで利用環境の改善を行いました。その後、駐輪台数が増加いたしました。その下の4にございます駐輪場の現況を写真で載せておりますが、そちら現況写真のとおり、少し自転車があふれており途中で点字ブロックを塞ぐような駐輪が見受けられました。そのことからJRと協議いたしまして現

況図のオレンジ色の部分、J R所有地でございますけれども、こちらを新たに駐輪スペースとして無償でお借りすることができるということで了解いただきました。このたびの補正予算は駐輪スペースの土地部分を整地するとともに、J R所有地の境界、ちょうど赤の点字で囲っておりますけれども、そちらにフェンスを設置するための費用でございます。

このフェンスにつきましては、このオレンジ部分の上側ですけれども、そちらはまだJ R用地が残っておりまして、それで、J Rさんのほうは、こちらは駐車場として使われるということがございましたので、自転車利用者と駐車場との動線を分けるということでフェンスを設置しようというものでございます。補正額は57万1,000円です。

続きまして資料の7ページ目を御覧ください。続きまして生活交通創生ビジョン策定事業費でございます。こちら持続可能な生活交通の維持・確保に向けて取り組みます基本指針といたしまして、令和2年3月に鳥取市生活交通創生ビジョンを策定して各事業を展開しております。ビジョン策定以降、本市の公共交通を取り巻く環境が大きく変化しております。具体的には、例えば青谷地区からバス事業者が撤退されまして、市有償バスを運行といったこともございますし、共助交通の運行エリアが3エリアから7エリアに増加といったこと、あと、コロナ禍によりましてバス利用者の激減、バス運転手の不足といったこと、また、交通系ICカードの導入といった具合に環境は変化しております。現在の生活交通創生ビジョンの計画期間は、令和12年度までとなっておりますが、契約期間の後半に向けまして、先ほど申し上げました取り巻く環境の変化、これを踏まえまして創生ビジョンの内容を更新いたしまして、より実態に即した実効性のある事業を展開していきたいと考えております。

このたびの補正予算はビジョン改訂に当たっての業務委託料といたしまして244万2,000円をお願いするものでございます。なお、右下にございます財源内訳といたしましては、県補助を充てる予定といたしまして、補助率は3分の1となっております。以上、交通政策課の補正予算2件でございます。よろしく申し上げます。

◆加藤茂樹委員長 筒井課長。

○筒井真二まちなか未来創造課長 まちなか未来創造課です。資料は引き続き8ページをお願いいたします。まちなか未来創造課は3件の補正をお願いするものです。まず、上段の総務管理費、企画費、遊休不動産利活用推進事業費で補正額は673万9,000円です。予算書は29ページ、事業別概要書は58ページ下段になります。次に中段の商工費、商工業振興費、中心市街地活性化推進事業費で補正額は2,200万円です。予算書は37ページ、事業別概要書は59ページ上段になります。

次に下段の都市計画費、都市計画総務費、鳥取駅周辺再整備推進事業費で補正額は1,666万9,000円になります。予算書は41ページ、事業別概要書は59ページ下段になります。補正額の合計は4,540万8,000円でございます。それではまず、遊休不動産利活用促進事業費から説明をさせていただきます。資料は9ページお願いいたします。資料の項目2の事業内容を御確認いただきまして、上段から第2期鳥取市リノベーションまちづくり構想策定支援業務でございますけれども、この構想は平成29年3月に策定をいたしまして、その後、令和4年3月に改定を行いまして、本年度に計画期間が終了するものでございます。これまで、この構想に基づ

きましてリノベーションにより遊休不動産対策に取り組んできたところでございますが、徐々に成果も上がってきておりまして、切れ目なくこの流れをさらに加速していくために、第2期目となります構想を策定するための経費を計上させていただくものでございます。

次に、鳥取市遊休不動産活用による共創型起業創業プログラムの実施でございますが、空き店舗を活用した起業・創業や新規事業に意欲のある地元参加者を募集をいたしまして、その事業案を実現するための伴走支援ですとか、そして外部の専門家の誘致、そして都市部の事業パートナーの獲得ですとか、その事業案の確実性を高めるための実証事業の実施などに関わる経費を計上させていただくものです。

次に、鳥取市まちなか遊休不動産建築状況調査事業補助金でございますが、これは、本年3月に県内で初めて指定を行いました都市再生推進法人が実施をされます鳥取駅前周辺エリアの空き店舗などの利活用に対して建築状態ですとか、利活用計画における建築基準法の適合などの調査をするための経費に対しまして補助金交付を行うものでございます。調査区域は資料の左下の図の水色で網かけをしております鳥取駅前のエリアを予定しておられます。財源といたしましては、いずれの事業も国の地域未来交付金を活用することとしております。

次に資料の10ページお願いいたします。中心市街地活性化基本計画策定費でございます。現在、本市の中心市街地活性化基本計画におきましては第4期目を迎えておりますが、この計画期間が令和5年4月～令和10年3月までとなっております。市といたしましては、今後も中心市街地の活性を図っていくために、第5期目となる次期計画を切れ目なく策定していくこととしております。このため、本年度におきまして、次期計画の中核をなす中心市街地の将来像ですとか、それを実現していくための方策などを取りまとめる、仮称になりますが、中心市街地グランドデザインを策定してまいります。このグランドデザインの参考イメージとして、小さくて大変恐縮ですが、右下に今治市の中心市街地グランドデザインの抜粋を掲載しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

事業の内容ですが、中心市街地の空間特性分析ですとか、歩行者などの行動分析、そして市民や関係者の意見把握、そしてグランドデザインの検討委員会の運営支援などに係る経費を計上させていただくものでございます。財源といたしましては県の補助金を活用することとしております。

次に11ページお願いいたします。鳥取駅周辺再整備推進事業費でございます。駅周辺再整備の取組に関しましては、本年3月末に整備計画の素案の一部を公表させていただいたところでございますが、今年8月を目途に整備計画の素案を策定いたしまして、その後にパブリックコメントですとか、市民フォーラムなどを実施を行いまして、整備計画の素案に対する市民の意見を集積しながら年内の策定を目指しているところでございます。このたびの補正はこうした取組を充実・強化させていただくもので、市民の皆さんに整備計画素案を分かりやすく説明していくための取組となります。

項目2の事業内容を御覧いただきまして、まず、鳥取駅周辺エリアのVRモデル作成業務になりますが、こちらは市役所本庁舎を整備した際に作成をしておりました庁舎を含めた鳥取駅周辺のVRデータを活用いたしまして、現在公表しております整備計画のイメージパーツをV

R化するとともに、駅とまちなかとのつながりについてもVR化を行いまして、再整備のイメージを直感的に確認いただくためのもので、こうしたVRモデルのデータの作成費を計上させていただいているものでございます。

次にプロモーション業務ですが、特に若者向けの情報発信を強化していこうという取組で、SNSなどを活用したプロモーションを行うもので、SNS用のPR動画の作成ですとか、パンフレット作成に係る経費を計上させていただいております。次にオープンハウス型の説明会ブース設置業務ですが、整備計画素案を多くの市民の皆さんに丁寧に説明を行っていくための取組で、市役所本庁舎、南庁舎、各支所管内で開催されるイベント会場ですとか、鳥取大学や環境大学、イオンモール、鳥取駅など、市内15か所においてこのオープンハウス型説明会を開催してまいります。そのためのブース設置などに係る経費を計上させていただくものでございます。

資料の右側の予算内訳の中で、財源内訳の国県支出金に266万円を計上させていただいておりますが、こちら、令和8年度当初予算で計上させていただきました鳥取駅周辺現地調査業務、測量業務になりますが、これに係る事業費に対して国の補助金の内示があったための歳入補正として計上をさせていただいているものでございます。説明は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 徳田次長。

○徳田 剛次長兼河川公園課長 河川公園課徳田です。引き続き12ページを御覧ください。予算書は41ページ、事業別概要は60ページ上段でございます。都市公園整備事業費でございます。土木費、都市計画費、都市公園整備費、公園整備費のうち、公園整備事業費でございます。補正額は5,983万7,000円です。続きまして13ページを御覧ください。これは、第2期鳥取城跡周辺にぎわい交流ビジョンに基づきまして、鳥取城跡周辺において来訪者の回遊性及び滞在性の向上が課題となっていることから、歴史・文化資産を生かした魅力発進を図り、市民と観光客の交流及び滞在の促進を目的として、久松公園米蔵跡の再整備に加え、休憩所、クールシェルター、案内所、バリアフリートイレ等を一体的に備えた複合ビジターセンターを、現在の、今、赤の点線で囲っている位置の辺りになりますが、トイレとあずまやのある位置を軸に、幅10メートル、長さ30メートルの範囲、およそ300平方メートルの中で測量調査設計を実施するものでございます。

内訳としましては、米蔵跡の埋蔵文化財施設の埋設深が今、約30センチの深さしかない状況でありまして、イノシシの被害等がちょっとかなりひどい状況があるものですから、おおむねここの米蔵跡に約大体40センチ程度造成盛土をかけて再整備を行う予定をしております。その公園整備の測量設計費用といたしまして2,420万円を、同じく、文化財がどうしてもありますので、建築物の区域層、それから柱状改良が現場でできないことから、この施工を伴わない方法での建築設計及び既存トイレの解体の設計費を2,493万7,000円としております。また、地質調査が地耐力を確認するために1,070万円と、合計5,983万7,000円を計上するものでございます。

財源としましては地域未来交付金を活用して、このたびの予算計上をお願いするものでございます。河川公園課、以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 田中課長。

○田中裕史道路課長 道路課田中です。資料1の14ページを御覧ください。目、道路維持費、細目、除雪関係費、細々目、除雪費、補正予算書は39ページ、事業別概要は60ページ下段となります。補正額3,134万4,000円を計上させていただいております。これは冬季の除雪に係る費用です。では、詳しく説明いたします。資料1の15ページを御覧ください。これは、今期の除雪業務へ向かうための準備費のうち、除雪機械に係る車検、修繕費用等について補正するものです。例年9月補正により対応しておりましたが、現在の社会情勢により部品等の供給等が滞ることが懸念されるため、6月補正で計上させていただき、降雪期までに万全を期するものです。なお、その他の準備費用及び除雪作業費につきましては、それぞれ昨年同様に、準備費用につきましては9月、除雪作業費につきましては10月の冬季予想発表後、12月にしっかり精査し、要求させていただく予定としております。

資料1の14ページにお戻りください。道路課補正額は合計3,134万4,000円、補正後の額は24億9,062万1,000円です。以上です。

◆加藤茂樹委員長 宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課宮部です。続きまして建築住宅課の補正について説明いたします。資料1の16ページを御覧ください。土木費、住宅費、住宅管理費のその他住宅管理事務費です。予算書は41ページ、事業別概要は61ページ上段です。これは、市営住宅出合団地で4月4日に発生した強風被害による賠償金について計上させていただくものです。補正額は33万8,000円でございます。

続きまして土木費、住宅費、公営住宅建設費の市営住宅長寿命化対策費です。予算書は41ページ、事業別概要は61ページ下段です。これは、市営住宅大森団地及び浪花団地のストック改善事業費について計上させていただくものです。補正額は6億4,215万8,000円でございます。財源は社会資本整備総合交付金、公営住宅建設事業債、一般財源です。17ページを御覧ください。その他住宅管理事務費でございます。令和8年4月4日の強風により市営住宅出合団地の屋根材が飛び、近隣住宅の窓ガラスの一部と駐車していた車両を破損させてしまいました。その後、窓ガラス及び車両の修理が完了し、被害を受けた相手方と5月20日に和解が成立いたしました。損害賠償額といたしまして、窓ガラスと車両の修理費用として補正額33万8,000円を計上させていただくものです。なお、早急に修理を行う必要があったため、既決予算の中で流用し、執行しておりますが、当該予算について本議会において承認をお願いするものでございます。

続きまして市営住宅長寿命化対策費でございます。18ページを御覧ください。市営住宅大森団地RG棟改修事業でございます。大森団地RG棟の老朽化に伴いストック改善を行い、高齢者などの安全や利便性、省エネに配慮した住宅にリフォームすることで、住環境の改善と併せて外壁、屋上防水などを改修し、施設の長寿命化を図るものでございます。令和7年度～8年度にかけまして、大森団地4棟のうち、3棟目となるRG3棟の改修工事を今、行っておりまして、令和8年度内に完成予定としております。今年度は引き続きまして4棟目のRG4棟の改修設計を行うこととしております。大森団地RG3棟の工事請負費として2億9,063万6,000

円、RG4棟改修設計委託料としまして2,167万円、移転補償費として375万9,000円を計上させていただきます。

続きまして19ページを御覧ください。同じく市営住宅長寿命化対策費、市営住宅浪花団地改修工事でございます。大森団地と同じく老朽化した浪花団地のストック改善を行うもので、安全性や利便性、省エネに配慮した住宅にリフォームし、住環境の改善と施設の長寿命化を図るものでございます。本事業は令和12年までの5年間の計画としておりまして、令和8年度は第1期工事として10戸の改修工事を行う予定としております。工事請負費として3億2,430万3,000円、移転補償費として179万円を計上させていただきます。以上、建築住宅課の補正額合計6億4,249万6,000円、補正後の額10億7,722万1,000円でございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 田中課長。

○田中裕史道路課長 道路課田中です。続きまして繰越明許費について御説明いたします。資料1の20ページを御覧ください。公共土木施設災害復旧事業、補助災害復旧費、繰越明許費4億800万円を計上させていただきます。補正予算書は50ページ～51ページとなります。詳しく説明いたします。資料1の21ページを御覧ください。こちら、令和3年7月の大雨により現象が発生した災害、金沢瀬田蔵線の地滑り災害復旧工事です。令和7年12月議会で債務負担行為の承認をいただき、令和8年度内の完了を目指しておりましたが、保安林解除の手續に不測の日数を要したため、年度内の完成が見込めなくなり、繰越しをお願いするものでございます。

次に、令和4年1月11日からの降雪により現象が発生した市道早牛勝部線の地滑り災害復旧工事です。こちらにつきましても、令和7年12月議会で債務負担行為の承認をいただき、令和8年度内の完了を目指しておりましたが、地滑り災害は本省、国交省の防災課の地滑り事象としての承認をいただき、その後査定という流れになり、この本省協議に不測の日数を要し、このことにより災害査定の日程が予定より遅れ、年度内の完成が見込めなくなり、繰越しをお願いするものでございます。以上です。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですね。

議案第96号専決処分事項の報告及び承認について(説明)

◆加藤茂樹委員長 次に議案第96号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、所管に属する部分を説明ください。三谷課長。

○三谷 哲都市企画課長 都市企画課三谷です。それでは議案第96号関係専決処分事項の報告及び承認について、令和7年度一般会計3月専決補正予算のうち、都市整備部の所管に属する部分について説明をいたします。資料1の22ページ上段を御覧ください。都市整備部歳出合計補正前の額68億4,303万円に対しまして、補正額3,727万円の増額、補正後の額は68億8,030万円でございます。以降、各担当課より順に説明をさせていただきます。まず、都市企画課より説明をいたします。予算書は32ページとなります。款、土木費、項、河川費、目、河川総務

費の急傾斜地崩壊対策県営事業負担金及び項、都市計画費、目、街路事業費の県営街路事業費負担金について、それぞれ急傾斜地崩壊対策県営事業負担金については210万円を、県営街路事業負担金については370万円を地方債から一般財源に財源更正を行っております。これは予算編成に当たりまして、公共施設の整備事業などについて充当率が100%ではない起債を充てている事業においては、併せて行政改革推進債を充当しております。しかし、行政改革推進債は交付税措置のない起債であることから、令和7年度は最終的に特別交付税の増など、歳入が増加したことにより令和7年度3月専決補正予算で全ての行政改革推進債を一般財源へ振り替える財源更正を行ったものでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 徳田次長。

○徳田 剛次長兼公園課長 河川公園課徳田です。引き続き23ページを御覧ください。公園整備費におきまして、中段の公園整備事業と下段の公園管理費がございます。こちらの地方債としまして公園整備費におきましては500万円を、公園管理費におきましては50万円を、この2事業に対して、同じく令和7年度3月専決補正予算で行政改革推進債から一般財源へ振り替える財源更正を行ったものでございます。説明理由につきましては、先ほど都市企画の三谷課長が説明した内容と同様でございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 田中課長。

○田中裕史道路課長 道路課田中です。専決処分事項の報告及び承認に求めるものです。資料1の24ページを御覧ください。財源更正につきましては、先ほどの説明と同じで行政改革推進債から一般財源への振り替える財源更正を行ったものでございます。続きまして同じく資料1の24ページ、付議案は63ページ～64ページ、予算書は34ページ及び35ページになります。目、公共土木施設災害復旧費、細目、現年災害復旧事業費、細々目、補助災害復旧費(道路課)3,727万円につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分いたしましたので、同上第3項の規定により報告及びその承認を求めるものです。

理由につきましては、本予算は市道早牛勝部線の地滑り災害復旧工事において工法選定、本省協議資料等を策定するもので、令和8年3月に災害査定を受け、補助事業の採択をいただいたため繰越し予算から現年度予算に振り替えたことにより3,727万円増額の専決処分を行ったものです。道路課補正額の合計は3,727万円、補正後の額は32億8,124万円、都市整備部補正額の合計は3,727万円、補正後の額は68億8,030万円です。以上です。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですね。そうしましたら、しばらく休憩します。再開時刻は午後1時とします。

午前11時56分 休憩

午後0時59分 再開

◆加藤茂樹委員長 そうしましたら、建設水道委員会を再開いたします。

報告第8号繰越明許費繰越計算書について

◆加藤茂樹委員長 続きまして報告に入ります。報告第8号繰越明許費繰越計算書についてのうち、所管に属する部分を説明ください。三谷課長。

○三谷 哲都市企画課長 都市企画課三谷です。それでは報告第8号関係繰越明許費繰越計算書都市整備部の所管に属する部分について御報告いたします。資料1の25ページ上段を御覧ください。付議案は65ページ～73ページでございます。初めに都市企画課分の繰越明許費について御報告いたします。都市企画課では、3つの事業の繰越額が確定をいたしました。急傾斜地崩壊対策県営事業負担金につきましては、繰越明許費1,369万円でございます。急傾斜地崩壊対策県営事業負担金令和7年度国一次補正につきましては、繰越明許費2,587万4,000円でございます。県営街路事業負担金につきましては、繰越明許費1,625万9,000円でございます。都市企画課の繰越明許費合計額5,582万3,000円でございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 筒井課長

○筒井真二まちなか未来創造課長 まちなか未来創造課筒井です。その下、まちなか未来創造課分でございますけども、鳥取駅周辺再整備推進事業といたしまして繰越額5,558万9,000円でございます。以上です。

◆加藤茂樹委員長 徳田次長。

○徳田 剛次長兼公園課長 河川公園課徳田です。引き続き25ページの中段です。河川公園課分は3事業となります。普通河川改良事業費につきましては、繰越額6,087万9,000円です。治水対策事業につきましては、繰越額1億3,011万円でございます。都市公園整備費公園整備事業につきましては、繰越額6,050万円でございます。河川公園課の繰越額合計につきましては2億5,148万9,000円でございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 田中課長。

○田中裕史道路課長 道路課田中です。同じく資料の1の25ページを御覧ください。道路課の繰越明許費繰越計算書5事業について御報告いたします。付議案は70ページ～73ページになります。まず、社会資本整備総合交付金事業費としまして1億1,618万9,000円、防災・安全交付金事業費として3億5,133万円、防災・安全交付金事業費令和7年度国一次補正としまして1億7,115万円、公共土木災害復旧事業費、補助災害復旧費としまして3,015万5,000円、公共土木災害復旧事業費、補助災害復旧費令和5年度台風7号関連といたしまして7,309万円、これらの繰越額が確定したので御報告いたします。道路課繰越額合計7億4,191万4,000円です。以上です。

◆加藤茂樹委員長 宮部課長。

○宮部 将建築住宅課 建築住宅課宮部です。引き続き25ページを御覧ください。一番下になります。建築住宅課の繰越明許費について御報告いたします。住宅維持補修費及び市営住宅長寿命化対策費の二事業でございます。住宅維持補修費につきましては、賀露団地斜面対策検討測量設計業務の繰越明許費1,420万6,000円でございます。市営住宅長寿命化対策費につきましては大森団地R G 3棟改修工事請負費及び浪花団地改修事業実施設計委託料の計、繰越明許費7,133万5,000円でございます。建築住宅課の繰越明許費合計は8,554万1,000円でございます。

す。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございましたら順次発言をお願いします。よろしいですね。質疑なしと認め質疑を終結します。

報告第11号放棄した債権の報告について

◆加藤茂樹委員長 次に報告第11号放棄した債権の報告についてのうち、所管に属する部分を説明ください。宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課宮部です。報告第11号放棄した債権の報告について説明いたします。資料1の26ページを御覧ください。市営住宅等使用料につきまして令和8年3月24日付で鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項の規定により債権の放棄を行いましたので報告いたします。資料の左側になります。こちらは鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項第1号の規定によるものです。これは消滅時効に係る時効期間が満了したもので、債務履行の見込みがなく、回収が困難と認められたものとなります。債権放棄件数は16件で家賃及び駐車場使用料の合計金額は7万5,745円でございます。

続きまして資料右側、こちらは鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項第4号の規定によるものです。これは当該者の破産が確定したため、債権放棄の要件となったもので債権放棄件数は二件で家賃の合計金額は114万1,400円でございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございましたら順次発言をお願いします。よろしいですね。質疑なしと認め質疑を終結します。

報告第12号専決処分事項の報告について

◆加藤茂樹委員長 報告第12号専決処分事項の報告についてを説明ください。田中課長。

○田中裕史道路課長 道路課田中です。専決処分事項について御報告させていただきます。付議案は87ページ～88ページを御覧ください。これは令和8年2月議会中に報告させていただいた事故となります。相手方と示談が締結しましたので御報告するものです。資料1の27ページを御覧ください。内容は令和8年1月31日土曜日の午前4時頃、鳥取市扇町地内市道扇町3号線において発生したものです。発生状況は鳥取市扇町地内の市道扇町3号線において、公用車、除雪トラックになりますけども、こちらは現地の除雪状況の確認した後、転回のためバックしたところ、車両後部が自動販売機に接触し破損させたものです。和解の内容は鳥取市側の過失割合を10割とし、自動販売機の修理費として損害賠償額13万4,310円を支払うものでございます。以上です。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございましたら順次発言をお願いします。よろしいですね。質疑なしと認め質疑を終結します。

報告第13号専決処分事項の報告について

◆加藤茂樹委員長 報告第13号専決処分事項の報告についてを説明ください。宮部課長。

○宮部 将建築住宅課 建築住宅課宮部です。報告第13号専決処分事項の報告について説明いた

します。資料1の28ページを御覧ください。午前中ですが、6月補正予算でも説明いたしました令和8年4月8日土曜日の15時頃、鹿野町の市営住宅出合団地において強風被害が発生いたしました。これは強風により出合団地のスレート屋根の一部が飛散し、近隣住宅に駐車してある相手方の自家用車及び居宅の窓ガラスに損傷を与えてしまったものであります。損傷を与えました居宅の窓ガラス及び車両は既に修理は完了しております、損害賠償額としてガラスの修理費用3万5,420円、車両の修理費用30万2,500円、合計33万7,920円が確定し、令和8年5月20日に相手方と和解が成立しております。なお、出合団地の屋根につきましても応急修繕が完了しております。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございましたら順次発言をお願いします。よろしいですね。質疑なしと認め質疑を終結します。

報告第14号専決処分事項の報告について

◆加藤茂樹委員長 次に報告第14号専決処分事項の報告についてを説明ください。田中課長。

○田中裕史道路課長 道路課田中です。専決処分事項について御報告させていただきます。付議案は91～92ページを御覧ください。これは令和7年12月議会中に報告させていただいた事故となります。相手方と示談書を締結しましたので報告するものです。資料1の29ページを御覧ください。内容は令和7年12月15日月曜日です。午前9時5分頃鳥取市安長地内、県道伏野覚寺線において発生したものでございます。発生状況は公用車2トントラックが県道伏野覚寺線を西から千代川方向へ走行中、南側里道、ユニクロ横の隣になりますが、こちらの道路を北方面へ直進してきた相手方車両と交差点内で接触事故となります。和解の内容は鳥取市側の過失割合を二割とし、損害賠償額13万9,520円を支払うものでございます。以上です。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございましたら順次発言をお願いします。質疑なしと認め質疑を終結します。

報告第15号専決処分事項の報告について

◆加藤茂樹委員長 次に報告第15号専決処分事項の報告についてを説明ください。田中課長。

○田中裕史道路課長 道路課田中です。専決処分事項について御報告させていただきます。付議案は93～94ページを御覧ください。こちらも令和7年12月議会中に報告させていただいた事故となります。和解が成立したので御報告するものです。資料1の30ページを御覧ください。内容は令和7年10月24日の午後4時48分頃、鳥取市行徳1丁目地内市道行徳幸2号線において発生したものでございます。発生状況は道路課公用車が交差点を南から侵入し、交差点で一時停止をしていたところ、西から走行してきた鳥取市所有のくる梨バスが右折し、交差点に侵入した際、内回りをしたため、バスの右後部と公用車の右前部が接触した事故でございます。和解の内容は鳥取市が相手方に負担していただく額の割合について示談が成立し、相手方の過失割合が八割となったものでございます。以上です。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 専決処分で明らかにこの黄色い鳥取道路課所有の車三遍もあるんで近いうちに、

十分注意していただくように、運転のほうはね、お願いしたいと思います。注意してもらうように徹底するということで。

◆加藤茂樹委員長 足立委員。

◆足立考史委員 すみません。今のくる梨の分ですけど、一時停止して動いていたという状況でのぶつかった、止まっていて、はい。どうぞ。

◆加藤茂樹委員長 田中課長。

○田中裕史道路課長 このときの状況ですけども、一時停止をして安全確認のために前にちょっと出てしまって、止まったんですけども、そこにくる梨が入ってきたような状況で二割という判断だったようです。

◆加藤茂樹委員長 いいですね。質疑なしと認め質疑を終結します。

報告第18号専決処分事項の報告について

◆加藤茂樹委員長 次に報告第18号専決処分事項の報告についてを説明ください。宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課宮部です。報告第18号専決処分事項の報告について説明いたします。資料1の31ページを御覧ください。こちら先ほど説明いたしました報告第13号と同じく、令和8年4月4日土曜日の15時30分頃、市営住宅西品治北団地において強風被害が発生しました。これは強風により西品治北団地のフェンスに設置してある防風パネルが飛び、近隣住宅に駐車してある自家用車に損傷を与えてしまったものです。相手方の車両の損傷状況としましては右側のバンパー及びドア部分に強風で飛ばされた防風パネルが接触したことによるものであります。損傷を与えた車両は修理を完了し、損害賠償額として車両の修理費用30万6,397円が確定しましたので、令和8年5月26日に相手方と和解が成立しているところであります。なお、こちらは損害賠償額等につきましては保険対応となっております。補正予算計上はしておりません。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございましたら順次発言をお願いします。質疑なしと認め質疑を終結します。

山陰近畿自動車道鳥取～覚寺間（通称：南北線）の都市計画決定について

◆加藤茂樹委員長 続きましてその他報告に入ります。山陰近畿自動車道鳥取～覚寺間（通称：南北線）の都市計画決定についてを説明ください。三谷課長。

○三谷 哲都市企画課長 都市企画課三谷です。それでは山陰近畿自動車道鳥取～覚寺間（通称：南北線）の都市計画決定について御報告いたします。資料の32ページを御覧ください。この南北線につきましては令和8年2月の本委員会において、都市計画手続の予定などを御報告させていただいたところですが、5月15日に都市計画決定が鳥取県公報で告示がなされましたので、それを、報告をさせていただきます。

また、同日には南北線のアクセス道路となる市道も本市が都市計画決定の告示を行っております。今後の予定といたしましては南北線の事業化の時期が現時点で未定であることから、令和9年度の新規事業化を目指し、鳥取県と連携しながら積極的な要望活動に取り組んでいきます。

いと考えているものでございます。説明は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございましたら順次発言をお願いします。質疑なしと認め質疑を終結します。

くる梨における車内転倒事故の報告について

◆加藤茂樹委員長 次にくる梨における車内転倒事故の報告についてを説明ください。宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課宮谷です。それでは資料1の33ページ目を御覧ください。循環バスくる梨におきまして、乗客の方が車内で転倒する事故が発生いたしましたので報告させていただきます。この事故につきましては令和8年3月24日午前10時40分頃、日本交通が運行しております、くる梨赤コースの車両がバスターミナルを出発する際に発生したものでございます。事故に遭われた方は市内在住の80歳の女性になります。事故の発生状況ですが、ドライブレコーダーの映像と運転手の聞き取りで確認いたしまして、運転手の方は出発前に乗客の着席を確認しておりましたが、この被害に遭われた女性の方が発車直前にバス車内後方の扉から乗車されまして、そのバス運転手はその女性が乗車されたことに気づいておられずに、座席に着席する前に車を発車させてしまったといったことで、動き出した車内で女性がバランスを崩して転倒されたといった事故になっております。

事故発生後すぐに救急車を手配いたしまして日赤病院に搬送され、受診されております。被害に遭われた方は、おでこの辺りを打っておられまして、打撲と裂傷ということで診断されました。検査の結果、入院等の必要はなく、処置後にその日のうちに日本交通が御自宅までお送りしております。しかし、その後ですけれども、背中に痛みが少しあるということで、後日、再診されましたら背骨にひびが入っているということが確認されたといったことでございます。ただ、この骨折に対しましては痛み止め薬の処方のみでして、骨折のための入院や通院はありませんといったことで報告を受けております。2日前の月曜日になりますけれども、改めて被害に遭われた方の近況を確認させていただきました。怪我の影響はなく、日常生活に支障はないといったことを確認させていただいております。

この事故の原因につきましては運転手の確認不足ということでございましたので、日本交通に対しまして当該運転手への指導と社内全体で安全運転についても教育を徹底するように指示をさせていただきました。相手方への損害賠償につきましては日本交通が加入しております保険にて対応することとしております。引き続き相手の方と適宜連絡を取りまして、丁寧に対応していきたいと考えております。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございましたら順次発言をお願いします。足立委員。

◆足立考史委員 すみません。過失責任みたいな聞き方になるんですけど、これ普通の路線バスでこのような乗車のときの事故があった場合、こうやって1回1回報告があるんですかいね。要はこのくる梨という特殊な路線に限りで、今回報告されるとなると、じゃあ、このくる梨の事業っていうのがどういう扱い方になるのか、ちょっと路線バスとの関係性を教えていただけたらと。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課宮谷です。この事業につきましては、くる梨も路線バスの一部でございますので特段報告をすることはございませんけども、市が推奨しております事業でございますので、この場で報告させていただいたものでございます。以上です。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 太田です。確認なんですけど、バスに乗車されたことに気づかず、座られたことに気づかないのではなくて、乗られたことに気がつかなかったっていうことでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課宮谷です。運転手の方への聞き取りと、ドライブレコーダーを確認いたしましたその際にこの乗務員の方が一度振り返りまして車内全体を見ておられました。その際には、そのときに乗っておられた乗客の方、皆さん座っておられたんですけども、その後に運転手の方が運転席に座られるこの数秒の間に乗ってこられて、それで、もう一度ミラー等で確認すればよかったんですけども、もう乗っているという、座っておられるということとで動かしてしまったと、それで、実際にはまだ座る直前だったというところで転倒されたというところでございます。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 十分に気をつけられるとは思いますが、逆にドアとかに挟まったりとかいうことも考えられなくはないので、しっかり確認をしていただくように、高齢の方とか小さい方が乗られる機会が多いバスですので、しっかり確認をしていただくよう求めます。

◆加藤茂樹委員長 くる梨については一般質問通告されておられる方がおられますので、この辺でよろしいでしょうか。質疑なしと認め質疑を終結します。

くる梨の休日ダイヤ導入について

◆加藤茂樹委員長 次にくる梨の休日ダイヤ導入についてを説明ください。宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課宮谷です。それでは資料1の34ページ目を御覧ください。くる梨の休日ダイヤ導入についてでございます。こちら日ノ丸自動車と日本交通へ運行を委託しております、くる梨における休日ダイヤの導入でございます。近年、バス乗務員の人材不足や高齢化によりまして、バス路線を維持するのがくるりをはじめ、路線バス全体で苦労しているところでございまして、非常に乗務員確保が困難となっております。この乗務員不足に加えまして、令和6年に労働基準法が改正されまして乗務員の拘束時間が短縮されました。また、運転業務終了から次の業務開始までの休息時間も八時間から九時間に延長されるなど、路線維持が非常に難しくなっているといった状況にございます。

このことから利用実態調査を実施いたしまして、その結果を踏まえ、バス事業者と路線を維持するためにはどうしたらいいのかということを協議してまいりました。協議の結果でございますが、平日と比べまして利用者は減少いたします土日祝日におきまして、運行便数を減らした休日ダイヤを導入することでバス事業者の負担軽減とくるりの路線維持を目指したいということとでしております。具体的には、土日祝日の夕方におきましては、通勤通学の方の利用がな

くて非常に利用が落ち込むといったことが調査で分かりましたので、土日祝日につきましては1時間早く運行を終了するという事で、翌日の路線バスの始発に備えていただくといったこと。

あと、特に利用が落ち込みます赤コースにつきましては運行間隔を20分から40分へと変更させていただきたいと考えております。なお、月曜日～金曜日までの平日の運行はこれまでと変わりございません。今後の予定といたしましては、バス事業者が鳥取運輸支局のほうに休日ダイヤの届出を行いまして、認可が下りましたら本年10月からの運用を目指すといった形で考えております。利用者の方が混乱しないように、できるだけ早めに詳しく広報、周知に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございましたら順次発言をお願いします。太田委員。

◆太田 縁委員 太田です。すみません。赤コースだけを今、減便される理由をお示してください。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課宮谷です。資料の中段に一応参考という形で四角で囲んでありますが、赤コースのほうが全体的に平日も利用者が少ない中で、特に土日祝日となりますと、例えば緑コースの平日の多分半分ぐらいの輸送量となっております。その中でバス会社と話ししまして、ここであれば、この分であれば2台運行から1台運行に変更しても運べるだろうといったことで考えております。また、青コースにつきましても考えたんですけども、青コースにつきましてはAコースBコースと2つに分かれておりまして、1台運行しますとどちらかが運行できないということもありまして、今回は赤コースのみということで考えてございます。以上です。

◆加藤茂樹委員長 足立委員。

◆足立考史委員 すみません。重ねての質問ですけど、その台数を減らすんじゃなくて、土日のダイヤ変更っていうのはされないんですか、赤以外に。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課宮谷です。緑、青、赤ですね。3コースとも一時間早く終わるというところと、赤コースにつきましては、この1時間早く終わることに加えて、40分間隔というところでダイヤを見直すというところでございます。

◆加藤茂樹委員長 足立委員。

◆足立考史委員 すみません。赤だけのダイヤは変える。20分から40分という間隔は赤コースだけという捉え方でいいんでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課宮谷です。そのとおりでございます。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 この休日ダイヤの導入について減便になっているわけですけど、8年度の当初予算で運行のほうの事業費で契約しているわけですね、負担金。この辺はどうなるのか。何ぼか、若干減額にされるのか、実績見られて。その辺は考え方はどうでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課宮谷です。今、試算いたしますと約400万円ぐらい年間ですけど、今回で言えば半年間になりますので、200万円ぐらいの運行経費が削減されるのかなと思っておりますが、今、燃料費等も上がっておりますので、ちょっとこれは実績で清算していきたいと考えております。

◆加藤茂樹委員長 質疑なしと認め質疑を終結します。

公用車の接触事故について（市道区画道路13号線）

◆加藤茂樹委員長 次に公用車の接触事故について（市道区画道路13号線）を説明ください。田中課長。

○田中裕史道路課長 道路課田中です。すみません。公用車の接触事故について御報告させていただきます。資料1の35ページを御覧ください。これは令和8年4月23日午後2時45分頃ですけれども、鳥取市国府町宮ノ下地内国府総合支所近辺の住宅街になりますが、こちらで発生したものでございます。発生状況は、市道区画道路13号線を東方向へ走行中、市道区画道路27号線を北方向に走行してきた相手方車両と交差点内で接触したものでございます。今後、過失割合について保険会社と協議を進めることとしております。

先ほども御指摘がございまして、今後、安全運転に留意するよう職員への指導を徹底してまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。以上です。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございましたら順次発言をお願いします。質疑なしと認め質疑を終結します。

鳥取市営住宅長寿命化計画の見直しについて

◆加藤茂樹委員長 次に鳥取市営住宅長寿命化計画の見直しについてを説明ください。宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課宮部です。鳥取市営住宅長寿命化計画の見直しについて説明いたします。資料1の36ページを御覧ください。資料左側、計画の策定に当たりまして、本市では鳥取市営住宅長寿命化計画に基づき、中長期的な視点に立ち、市営住宅の計画的な維持管理や改善事業を実施し、トータルコストの削減に努めているところでございます。計画の見直しにつきましては、人口の減少や高齢化、建物の老朽化、財政の負担などを踏まえて行っております。現計画は令和3年～12年の10年間の計画ですが、国が示す公営住宅等長寿命化計画策定指針により、おおむね5年ごとに中間見直しを行うこととされており、令和7年度には中間見直し業務を行いました。見直し後の計画期間は令和8年～17年の10年間となっております。

その下になります市営住宅の現在の状況ですが、令和7年4月1日現在、市営住宅は43団地、2,132戸あり、市全体の入居率は72.9%となっており、入居世帯の小規模化・高齢化が進んでいる状況となっています。続いて右側になります。資料の表ですけれども、今後、市営住宅の戸数がどのくらい必要かを算定するため、著しい困窮年収水準未満の世帯数を算出したもので、本市において令和7年度末で5,034世帯あると推計されております。これは総務省による住宅

土地統計調査の数値を基に、国交省の住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラムにより算出したものであります。これによりますと、本市に必要な市営住宅の戸数は表の四行目中ほどになりますが、令和7年度末で2,110戸であり、実際の市営住宅の需要戸数2,132戸に対しておむね近い数値であり、推計値は妥当なものであると考えております。

したがいまして、表の同じく右端になりますが、令和37年度末に必要な市営住宅戸数は1,639戸という数値は信憑性があり、将来は減少していく見込みであります。

続きまして37ページを御覧ください。資料左側、事業の手法の選定でございます。この表は国交省が示す選定フローに基づき各団地の立地条件や建物の経過年数、管理状況を踏まえまして判定した結果であります。計画的に修繕し、現状を維持する維持管理、ストックの長期的な活用を目指し居住性向上、福祉対応、長寿命化等を一体的に行う改善、入居率の低い需要のない団地などの用途廃止のどの事業手法を行うかの分けをしたものでございます。

資料右側の中段から下、選定フローにより改善と用途廃止に判定された各団地について本計画期間である令和8年～令和17年の事業実施方針を示しております。改善に区分けされる大森団地は令和10年度までの計画でありまして、現在3棟目のRG3棟の改修工事を行っており、引き続き最後となる4棟目、RG4棟の全面改修を行う予定としております。また、今年度からは令和12年度までの計画で、福部町にある浪花団地の改修工事を行う予定としておりまして、令和11年度からは田島団地の改修に向かう計画としております。併せて資料一番下の表の団地につきましては用途廃止を順次進めていきたいと考えております。

今後、事業の実施方針に基づき、住宅ストックの改善及び維持管理を進めてまいります。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございましたら順次発言をお願いします。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 長寿命化の計画の見直しということですけど、この中で右のほうに何か市営住宅の供給量の方針というのがありましてね、2,110という必要な住宅数というのが出ておりますけど、この寿命計画というのがどうも老朽化した建物をまた新たに改造するという事業が、あれがほとんどのようでしてね、県営住宅も含めて鳥取市内のそういう住宅含めて、公務員住宅なんか湖山ほとんどガラガラなんですけど、その辺で一体的な住宅需要を見ながら進めて、私としてはとにかく改良すりゃあええちゅうんではなしに、1棟の取り壊ししてでもね、低いバリアフリー的な1、2階程度のあれをするか、もしくは民間に売るとか、7割ぐらい入っておられるというけど、高齢者社会の中で、もう、いつつも思うのは3階、4階にはもう上がられんです、高齢者はね。住んどる方は1階、2階お願いしますと、市営住宅でも。そういう要望が強いわけですね。それも踏まえてこの計画の見直し、十分その一体的な高齢化社会に向けての、果たして、ただ、エレベーターもできまい。現状での改良だけで、リフォームだけでは高齢者はなかなか入られんと思うんです。それと、地域性を見て大森団地なら大森団地で入居者の状況、どの辺から来られるのか、近隣の県営住宅どこら辺とか、あの辺を見ながら、把握しながら入居の状況もね、状況なんかもチェックしながらすべきだって、まだまだ今後、市営住宅、それ以降にまだまだ新しくせないけんとか、リフォームあるでしょうけど、この見直し、

もう少し詳細といいますか、データに基づいて取り組むべきだと私は思いますけど、いかがでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課宮部です。公営住宅につきましては、そのストックの数もうかなりあるということで、老朽化していくという中で戸数減らしていくというのに合わせました住宅セーフティネットと家賃補助をいたしまして、民間の住宅に対して市営住宅並みの家賃で入れる、入れるというか、住まわれるというような、ストックをなくしていくというところからそういったほうに進んで、今、行っているところであります。ですので、必要戸数は当然、確保するにしても、その入居率、先ほどもありました入居率、支所管内にしますと結構低くて、支所管内でも63%とかになっておりますので、その市営住宅がそこにいるのかどうかということも検討しながら、先ほどの家賃補助につきましても、結構住まわれる方のニーズというか、例えば町なかのこういったとこに市営住宅ないけど、市営住宅並みの家賃で入れるとか、あまりないかもしれんですけど、ペットが飼えるとかですね、そういったニーズに応えられるようなほうに進んでいておりますので、はい。それはまた今後進んでいくものかなと思っておりますし、バリアフリーにつきましては、先ほど触れた田島団地などは今後改修計画をしている団地は、例えば田島団地は5階建てであつたりしますので、先ほどおっしゃられたように、入居者の高齢化とか、あと、バリアフリーの面からといいますと改修、こういった改修時にエレベーターを設置を検討していきたいなと今、考えているところであります。以上であります。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 今後のことも踏まえてね、エレベーター等、どうしても市営住宅でも湖山のほうはあるともありますからね、ないともあるというのがあつたりして、ほんとに今後の在り方というのは市営住宅のその辺をね、バリアフリー、ただ、改修だけでいいんじゃないしに、また、ちょっと私も大杣のほうの県営住宅を見るけど、3棟、4棟建つとるけど、ほとんど空いとる状態だと思うんです。もう車も少ないし、駐車場の。洗濯物の辺も全然、カーテンの辺からも。住んどられんなという。だから、その辺も含めて県や市もね、市独自でどんどんどんどん進めて、あるもんをどんどんどんどんまた生かしていけばいいんじゃないかというのではなしに、その辺を踏まえながら民間との絡みや、できるだけそのエレベーターもしくは6億もかけるんだつたらぼんと1棟でも、もう取り壊して仮に1億5,000万円して、あとは2億円ぐらい、3億のを建てたら低い二階建てでも、それでも3億円ぐらい節約になるし、それも含めながら、今後その在り方といいますか、住宅のね、それも検討していただけたらと思います。これ、要望しておきます。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。いいですね。質疑なしと認め質疑を終結します。以上で都市整備部を終了します。執行部の皆様は御退席ください。

視察報告書について

◆加藤茂樹委員長 そうしましたら、その他協議事項であります。委員会の視察についてであ

ります。議会だよりの9月号、今、まだ校正中ですが、その紙面に載せる、毎年恒例の常任委員会視察報告という欄に載せる分で建設水道委員会のところで、この間、九州ですか、行って参った分で、3か所行きましたね。鹿児島、鹿児島、福岡の3か所で、その中の、正式には次回の後半の委員会で決めますが、取りあえず、どれを載せるかによって次回、資料をちょっとお示ししたいもので、3か所のうち、どれを載せるか意見があればと思います。案といたしまして、取りあえず案といたしましては、初日のウォークブルのまちづくりだったか何かが一番ベストなんじゃないかなとも。2日目のバス、ボランティアのちょっとあれはちょっとなかなか中身が薄いかなと思ひまして、3日目の水道のA I もちょっと規模的に正確なパーセンテージも何かいまいちよくなかった記憶がありますので、記事的には1日目の題名忘れましたが、町整備か何かのやつ、中心市街地なんとかでしたか、で進めたいと思いますが、よろしいですかね。なら、また次回に、その1日目の分の皆様の報告書のまとめたものを、写真等お示しして、どういう感じにするかというのをまた改めて決めさせていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。これは後半の委員会でまた準備しますのでよろしくお願い致します。それから、続きまして、その他皆様から何かよろしいですかね。以上で建設水道委員会を終了します。

午後1時44分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項によりここに署名する。

建設水道委員長

令和8年6月 鳥取市議会定例会

建設水道委員会日程

(議案説明・報告)

日時：令和8年6月17日(水) 10:00～

場所：7階 第2委員会室

水 道 局 (10:00～)

1. 報告

報告第 9号 令和7年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについて

報告第 11号 放棄した債権の報告について【所管に属する部分】

下 水 道 部 (水道局終了後)

1. 報告

報告第 10号 令和7年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越しについて

2. その他

鳥取市下水道事業におけるウォーターP P P導入可能性調査の結果について

都 市 整 備 部 (下水道部終了後)

1. 議案(説明)

議案第 75号 令和8年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】

議案第 96号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

2. 報告

報告第 8号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】

報告第 11号 放棄した債権の報告について【所管に属する部分】

報告第 12号 専決処分事項の報告について

報告第 13号 専決処分事項の報告について

報告第 14号 専決処分事項の報告について

報告第 15号 専決処分事項の報告について

報告第 18号 専決処分事項の報告について

3. その他

山陰近畿自動車道 鳥取～覚寺間（通称：南北線）の都市計画決定について

くる梨における車内転倒事故の報告について

くる梨の休日ダイヤ導入について

公用車の接触事故について（市道区画道路 13 号線）

鳥取市営住宅長寿命化計画の見直しについて

そ の 他	（都市整備部終了後）
-------	------------

視察報告書について